

資料-2 第50回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第50回河川保全利用委員会(H29.9.12)審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第50回委員会での審議結果	第51回河川保全利用委員会 審議内容	第51回委員会 配布資料
1)委員長及び副委員長の選出	●互選により委員長に市木委員、副委員長に中井委員を選出	—	—	—
2)第49回委員会活動の整理事項	●「資料-2 第49回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。	—	—	—
3)審議対象公園の許可状況について	●「資料-3 審議対象公園の許可状況について」にて4公園の許可状況の報告を受けた。	—	—	—
4)野洲川における河川管理用通路の整備について	●「資料-4 野洲川における管理用通路の整備について」にて整備計画及び状況の報告を受けた。	—	—	—
5)野洲川ふれあい広場の更新申請に係る審議	●(1)野洲川ふれあい広場に関する申請説明書の説明及び(2)審査結果一覧表の説明について、「占用許可申請説明書、資料-5 野洲川ふれあい広場前回意見書(抜粋)、資料-6 審査結果一覧表」にて説明を受けた。	—	—	—
	●(3)更新申請に係る審議について審議を行った。 ・現地の草の生え具合(草丈の違いなど)が気になった。 ・せせらぎ水路撤去に関して前後の写真があればわかりやすい。 【占用許可申請説明書について】 ・前回審査時とどこが変わっているのかわかるようにしてもらいたい。 ・P.2②で意見書を反映して改善されたのか、これまでも実施していたことなのかどちらか。 ・P.2④の記載内容が不正確なので修正されたい。(ホタル広場は撤去されないのではないか) ・P.2⑤「必要となる配慮についてご指導を仰ぎたい」というのは委員会としての性格を考えた時にいかがなものかと思われる。また、河川水辺の国勢調査をもとにどうすればよいかとの相談はあってもよいが、それは委員会にするのではなく河川管理者にするべき。 ・P.9 C11、12の施設の変遷表にせせらぎ水路やサイクリングロードを記載すべき。また、将来変更することが予定されているものについても事務局で確認して必要であれば記載してもらいたい。 ・P.9 C21で「主な利用 バーベキュー、散策、釣り」とあるが、公園本来の目的に合致しているのか、どのように判断しているのかを記載してもらいたい。 ・サイクリングロードとしての役割がかなり重要になってきており、それに伴って気持ちよく通ってもらうという意味での管理が大事になる。公園管理の今後の新たな方向性として記載されたい。 ・駐車場の配置はこれでよいのか。 ・サイクリング利用に関し、回廊としてのみで公園を利用しないのなら駐輪場は必要ないかもしれないが、公園を利用するなら駐輪場が必要となる。自転車をどのように考えるのか。 ・自転車と歩行者が混在することになるため、安全管理について今後の検討が必要である。 ・D43「植栽」について審査結果一覧表では高木植樹に関して記載されているが、占用許可申請説明書では低木に関して記載されている。どちらのことを書くべきなのか。またクスノキやシラカシは植栽されたものなのか。	—	・提出された意見は事務局にて整理し、資料-6の「委員会による審査の判断(案)」を事務局で記載し、次回委員会までに各委員へ送付して確認する。事務局案に対する意見はあらかじめ事務局へ送付する。 ・意見反映案をもとに次回委員会で「委員会による審査の判断(案)」を確定し、意見書作成の資料にする。	・審査表により各項目の審査の判断(案)を確認するとともに、意見書の意見・要望への反映について審議を行う。
5. 委員会の今後のスケジュールについて	●「参考資料-1 審議対象となる野洲川占用施設一覧、参考資料-2 今後のスケジュールについて」にて説明を受けた。 ●次回委員会にて平成30年度審議案件の調整について提案したいと事務局説明であった。	・次回委員会にて平成30年度審議案件の調整について提案する。	・今後のスケジュールについて審議を行う。	資料-5
6. 一般傍聴者からの意見聴取	なし	—	—	—
7. その他	●外来植物アレチウリ及びネナシカズラについて引き続き監視していかなければならない。	—	—	—

審査表

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント (抜粋)	野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市)			
					前回審査(H26)の判断	河川管理者による 審査意見	各委員からの意見 (第50回委員会及びそれ以降)	委員会による審査の判断(案)
A 基本理念と 基本方針等 の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		野洲川そのものとのふれあいであることを認識しており、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態のひとつであると考え。	野洲川そのものとのふれあいであることを認識しており、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態のひとつであると考え。	特になし	野洲川そのものとのふれあいであることを認識しており、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態のひとつであると考え。
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		おおむね満足している。	おおむね満足している。	河川管理者は前回と同じ審査意見としているが、委員会の判断としては利用の方向はこれから検討されていくこともあるので、せせらぎ広場及びホタル広場が大きく変わることで、河川管理用通路の新たな整備ということ踏まえて、基本理念に沿った利用の検討をされるべきという方向の文言を入れるべきである。 (B11において)先ほど来のせせらぎ広場、ホタル広場、河川管理用通路のことをメモとして入れておいた方がよい。公園の状況が大きく変わることも踏まえて妥当であるとの判断をすべき。今後、妥当でない利用になってしまうといけないので「大きく変わるところを踏まえて」という文言にしておいたどうか。 ※事務局注 整合性を図るため議論が進んだ状況での後者の意見を踏まえて案を作成しました。	新たな施設整備等により大きな変更が行われることを踏まえてもおおむね満足している。
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	意見書に対する検討が進められているが、引き続き検討が必要である。	意見書に対する検討・改善が行われているが、一部引き続き検討が必要な事項もある。	意見書に対する検討内容について、占用許可申請説明書には機械的に前回の記載を踏襲するのではなく、変更されたところはしっかりと記載しておくべきである。 意見⑤は前回、前々回も附されているにも関わらず、今の時点で「『河川水辺の国勢調査』の調査結果から、必要となる配慮についてご指導を仰ぎたく存じます」という内容が出されるのは、どういう認識で出されているのか少し疑問に思う。 これらの厳しい意見の主旨は「委員会による審査の判断」に反映させた方がよいので文言を整理させていただきたい。	意見書に対する検討・改善が行われているものの、一部引き続き検討が必要な事項もある。これらの検討については委員会の意見を踏まえ、真摯に行われることを求める。
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	①『過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい』という判断は、別の場の議論と考える。 ②環境を考慮した利用への変化を確認する。 ③やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。 ④設置の経緯、地元交流の場として確認する。 ⑤施設の活用状況を現地調査で確認する。	必要とする理由に対する記述が不十分であり、妥当性を判断できない。	基本理念及び基本方針にほぼ合致した利用がなされており、河川の自然環境への影響も大きくなく、やすらぎの場、レクリエーションの場、地元交流の場としても活用されており妥当であると判断される。	先ほど来のせせらぎ広場、ホタル広場、河川管理用通路のことをメモとして入れておいた方がよい。公園の状況が大きく変わることも踏まえて妥当であるとの判断をすべき。今後、妥当でない利用になってしまうといけなく「大きく変わるところを踏まえて」という文言にしておいたどうか。	新たな施設整備等により大きな変更が行われることを踏まえても基本理念及び基本方針にほぼ合致した利用がなされており、河川の自然環境への影響も大きくなく、やすらぎの場、レクリエーションの場、地元交流の場としても活用されており妥当であると判断される。

	B12	適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	①他の類似占用施設に比べて面積を比較する。 ②申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	おおむね妥当であるが、縮小を検討する余地はある。	おおむね妥当であるが、縮小を検討する余地はある。	バーベキューは公園本来の目的に合致しているのか、どのように判断しているのかを記載してもらいたい。そうすれば、バーベキュー場にそれだけの面積が必要なのか考えることができる。 ←(10/11事務局回答) 公園管理者としてはバーベキュー自体は禁止していないため、目的に合致していると言えると考えます。ただ、本件広場は他公園のように陸上競技場、野球場などの目的が特定されておらず、自由使用である限りはさまざまな用途、目的で使用されます。そのため、バーベキューとしての利用はあくまで一つの利用形態であり、バーベキュー利用だけに着目して必要な面積を算定したり、必要な施設を検討することは困難だと思われるます。	おおむね妥当であるが、縮小を検討する余地はある。
B2 代替性	B21	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	①設置する施設が堤内地で代替可能であるかを判断する。一部の施設が代替不可能で、他の施設が代替可能との判断もありうる。	河川とのふれあいという点では代替できない。ただし、せせらぎ水路ではなく野洲川そのもののふれあいであることを認識されたい。	河川とのふれあい、河川空間を体感するという点では代替できない。	特になし	河川とのふれあい、河川空間を体感するという点では代替できない。
	B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	①調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。 ②都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。 ③休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。 ④市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	調査していない。	調査していない。	特になし	調査していない。
	B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。		調査していない。	調査していない。	特になし	調査していない。
B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	①現地調査で施設の状況を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	おおむね満足しているが、更なる配慮を求めらる。	おおむね満足しているが、駐車場から占用施設への移動動線については配慮が必要である。	駐車場の配置はこれよりよいか。車以外の利用が想定されているのか。「駐車場から占用施設への移動動線については配慮が必要である」というのは駐車場の配置のことを言っているのではないか。場合によっては他の公園(上流の立入河川公園)の駐車場との一体利用を考えたほうが重要なかもしれない。 ←(10/11事務局回答) 駐車場の配置については特段申請者から相談を受けてはいませんが、支障はないものと判断しています。当初計画時及び現状において駐輪場は設置されておりませんので基本的には車の利用が想定されていると考えますが、実態としては自転車で来場される方もおられます。また、駐車場から占用施設への移動動線についての配慮ですが、これは駐車場が堤防天端に設置されていることから広場(高水敷)に向かうには堤防上を横断する必要が生じることに対して危険ではないかと以前審議時の委員意見を踏まえて記載したものです。 河川管理用通路に自転車と人が混在することになるかと思うが、そうすると非常に危険。歩行者が通るところを明示するなど今後考えていくことが必要である。Bの安全かCの利用に意見が記載されるべきである。	おおむね満足しているが、駐車場から占用施設への移動動線及び自転車利用の増加が考えられる河川管理用通路における人への安全への配慮が必要である。

	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	①現地調査で施設の状況を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。 ③災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	毎年出水期までに河川管理者と合同で工作物点検を実施している。	毎年出水期までに河川管理者と合同で工作物点検を実施している。	特になし	毎年出水期までに河川管理者と合同で工作物点検を実施している。	
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	①事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。 ②緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。	— (施設設置による安全対策を必要としないため、適用外)	— (施設設置による安全対策を必要としないため、適用外)	特になし	— (施設設置による安全対策を必要としないため、適用外)	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	①利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。 ②特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	特になし	排他・独占的ではない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	①地元要望施設と一致している施設であるか確認する。 ②施設利用者の交通経路は、問題ないか確認する。 ③利用日数面で、使用しない時期、曜日があるか確認する。	地元住民の理解を得るための手続きは行われていない。	設置時には地元住民の理解を得るための手続きは行われていないものの、現在の利用実態を考慮すると野洲川ふれあい広場として利用されていることは地元にも広く認識されていると考えられる。	特になし	設置時には地元住民の理解を得るための手続きは行われていないものの、現在の利用実態を考慮すると野洲川ふれあい広場として利用されていることは地元にも広く認識されていると考えられる。	
C 占用施設の 利用計画と 利用者等か らの検証	C1 占用施設 利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	①占用開始からの年数を確認する。 ②施設の占用期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	設置から20年間(更新は5年間)。占用期間が長くなることによる維持管理上の問題は発生していない。	設置から23年間(更新は3年間)。占用期間が長くなることによる維持管理上の問題は発生していない。	特になし	設置から23年間(更新は3年間)。占用期間が長くなることによる維持管理上の問題は発生していない。
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	①現地調査で古い施設と新しい施設の施設状況を確認する。 ②申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。 ③利用されてない施設・構造物があるか確認する。	施設内容の変化はない。	水防倉庫及び便所を占用施設として追加している。(H26.9.29 第44回委員会にて報告して了解を得ている) また、占用施設ではないがホテル水路及びせせらぎ水路を河川管理者にてH29に撤去している。	変化の理由はどのようなもので、適切なものであったかというのが審査のポイントになっている。客観的なことは記載されているが、どうい理由や経緯でこのような変遷になっているかということ踏まえて記載しておいていただかないと客観的な事情だけでは委員会の審査意見にはならないと思う。	水防倉庫及び便所を占用施設として追加している。(H26.9.29 第44回委員会にて報告して了解を得ている) また、河川管理者による河川管理用通路整備に伴い河川管理用通路を園路(自転車歩行者専用道路)として利用するために追加(H29.8.22付け国近整基占調河占第47号)している。なお、占用施設ではないがせせらぎ水路及びホテル水路について河川管理者との協議の結果、平成28年～29年度にかけて撤去している。 これらの施設の変遷については問題はない。
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	①現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。 ②現地の利用者心得看板、占用標示板を確認する。 ③迷惑行為を禁止する看板等を確認する。	看板表示の不鮮明な箇所がある。特に緊急時に備え、施設利用者が容易に理解できる内容にするともに、鮮明な表示に改善する必要がある。	看板表示の不鮮明な箇所がある。特に緊急時に備え、施設利用者が容易に理解できる内容にするともに、鮮明な表示に改善する必要がある。	特になし	看板表示の不鮮明な箇所がある。特に緊急時に備え、施設利用者が容易に理解できる内容にするともに、鮮明な表示に改善する必要がある。
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	①自由使用の場合の使用者調整の方法を確認する。 ②利用者分析を実施して協調利用に反映しているか確認する。	他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。	他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。	特になし	他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	①現地調査で現状の維持管理状況を確認する。 ②自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。 ③自由使用場所の維持管理方法を確認する。	除草作業、清掃作業、監視作業について委託契約により、おおむね適正に行われているが、せせらぎ水路の維持管理の方法については検討すべきである。また、ホテル広場の維持管理の方法についても改善すべきである。	管理要綱や委託契約(除草作業、清掃作業、監視作業)により、適正に行われている。	維持管理は適切に行われていると思うが、草の生え具合が気になった。文言としてここに反映させるべきか逡巡するところではあるが。 ←(10/11事務局回答) 時期、除草手順によっては草の生え方に差が生じることはやむを得ないと考えております。	管理要綱や委託契約(除草作業、清掃作業、監視作業)により、適正に行われている。
		C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。 ③施設補修のルールを確認する。	設置当初、施設整備にかかる使用資材について検討されていない。	設置当初には施設整備にかかる使用資材について検討されていない。また、補修が必要となった際には河川管理者からも使用資材についての指導を行うため河川外からの持ち込みは必要最小限に留められていく方向へ進む。	特になし	設置当初には施設整備にかかる使用資材について検討されていない。また、補修が必要となった際には河川管理者からも使用資材についての指導を行うため河川外からの持ち込みは必要最小限に留められていく方向へ進む。

	C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	①遊具等の過去のトラブル・苦情を確認する。 ②構造物点検は、強度点検まで実施しているかを確認する。 ③構造物安全点検のルールを確認する。	遊具等の工作物は設置されていない。ベンチなどの小構造物については、毎年点検が実施されている。	遊具等の構造物は設置されていない。ベンチなどの小構造物については、毎年点検が実施されている。	特になし	遊具等の構造物は設置されていない。ベンチなどの小構造物については、毎年点検が実施されている。
C2 利用者	C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	①現地調査で現状の施設利用状況を確認する。 ②散歩者、水遊び利用者など利用者を確認する。 ③施設別の利用者数の増加・減少を確認する。 ④迷惑行為で利用されていないか確認する。	正確に把握しているとは言い難い。	正確に把握しているとは言い難い。	特になし	正確に把握しているとは言い難い。
	C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。 ③施設案内図でトイレ設置表示が分かりやすいかを確認する。 ④障害者対応が取られているか確認する。	適正に維持管理されている。	適正に維持管理されている。	特になし	適正に維持管理されている。
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②ゴミの発生量を確認する。 ③ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	定められている。	定められている。	特になし	定められている。
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	①委託している管理内容を確認する。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。	特になし	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。
	C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	①現地調査で設置状況を確認する。 ②駐輪場・駐車場までの進入経路が容易かどうか確認する。 ③駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 ④障害者対応の施設であるか確認する。 ⑤アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	身体障害者用の駐車スペースの確保の取り組みが進んでおらず、確保する努力をすべきであり。	身体障害者用の駐車スペースの確保の取り組みが進んでいない。	サイクリング利用に関し、回廊としてのみ公園を利用しないのなら駐輪場は必要ないかもしれないが、公園を利用するなら駐輪場が必要となる。自転車をもどように考えるのか。(10/11事務局回答) 現時点ではよりみちコースは一部区間の供用に留まっており、全区间供用は今年度中とされています。ご意見にもありましたようによりみちコースを往復するだけでは魅力に欠けるため、今後の展開の検討課題とされています。そのため、供用後の利用状況や利用者の意見及び検討結果を踏まえて、駐輪場の要否が判断されると思われます。	身体障がい者用の駐車スペースの確保の取り組みが進んでいない。なお、びワイチよりみちコースとしての駐輪場の必要性については今後の利用状況等を踏まえての判断となる。
C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	①子供からお年寄りまでが使える施設を確認する。 ②家族連れ利用の配慮があるか確認する。 ③釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	制限は設けられていない。	制限は設けられていない。	特になし	制限は設けられていない。
	C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	①『花火大会』など広範囲イベントの交流実績を確認する。 ②地元自治会の運動会などの利用実績を確認する。 ③定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。	常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる。	常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる。	特になし	常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる。
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	①現地調査で、占用施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 ②水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。 ③安全に水とふれあえる取り組みを確認する。 ④低水護岸に水面が接している状態であるか確認する。	河川敷という点ではふれあいは可能であるが、せせらぎ水路の運用について改善の余地がある。	河川敷という点ではふれあいは可能である。	特になし	河川敷という点ではふれあいは可能である。

		C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	①清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動を確認する。 ②NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を確認する。	活動計画、実績はないが、今後は行われることを望む。	活動計画、実績はないが、今後は行われることを望む。	特になし	活動計画、実績はないが、今後は行われることを望む。
		C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	①地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 ②『河川敷でなければできない利用』の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 ③地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域の活性化に寄与したイベントを開催している。	地域に密着した利用形態であり、今後地域活性化に寄与するものである。	特になし ※事務局注 自転車利用による地域活性化の可能性についても言及しました。	地域に密着した利用形態であり、特にピワイチよりみちコースの利用状況如何によっては今後さらに地域活性化に寄与する可能性がある。
	C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	①意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 ②意見聴取方法を確認する。	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがある。	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがある。	特になし	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがある。
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	①施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。 ②意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがあるが、さらに施設利用者の意見を聴取・反映する努力が必要である。	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがあり、利用者からの意見を反映するように努めている。	特になし	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがあり、利用者からの意見を反映するように努めている。
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	①占用施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②排水暗渠の設置の状況を確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。 ③除草剤の使用をしていないか確認する。 ④害虫駆除の実績があるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	①騒音が発生する施設であるか確認する。 ②利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	①臭気が発生する占用施設であるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D12	地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	①現状からの変更地形を確認する。 ②利用者の通行路、車の通行路の改変を確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	①占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ②影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。	特になし	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。

D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	① 占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ② 刈り込み時期、頻度を確認する。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要であれば河川管理者からも対応を求めていく。	「必要であれば河川管理者からも対応を求めていく」とあるが、前回必要だという意見が付されているので「必要であれば」とすると委員会として自己矛盾してしまう。河川水辺の国勢調査をもとに対応をどうすればよいかという相談はあってもよいと思うが、それは委員会ではなく河川管理者に行うべき。「必要であれば」という文言は変えていただいた方がよい。 少し前の方に持ってきて「必要に応じて」とかにすれば受け止め方が大分違うと思われる。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮を河川管理者からも求めていくこと。
D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	① 占用箇所付近の環境調査結果を確認する。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要であれば河川管理者からも対応を求めていく。	「必要であれば河川管理者からも対応を求めていく」とあるが、前回必要だという意見が付されているので「必要であれば」とすると委員会として自己矛盾してしまう。河川水辺の国勢調査をもとに対応をどうすればよいかという相談はあってもよいと思うが、それは委員会ではなく河川管理者に行うべき。「必要であれば」という文言は変えていただいた方がよい。 少し前の方に持ってきて「必要に応じて」とかにすれば受け止め方が大分違うと思われる。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮を河川管理者からも求めていくこと。
D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低い。	① 河川敷全幅の占用使用がされているか確認する。 ② 河川（低水敷）側に生態確保スペースを設けられないか確認する。 ③ 同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。 ④ 施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要であれば河川管理者からも対応を求めていく。	「必要であれば河川管理者からも対応を求めていく」とあるが、前回必要だという意見が付されているので「必要であれば」とすると委員会として自己矛盾してしまう。河川水辺の国勢調査をもとに対応をどうすればよいかという相談はあってもよいと思うが、それは委員会ではなく河川管理者に行うべき。「必要であれば」という文言は変えていただいた方がよい。 少し前の方に持ってきて「必要に応じて」とかにすれば受け止め方が大分違うと思われる。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮を河川管理者からも求めていくこと。
D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	① 撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。 ② 利用により転圧が増加することの環境回復を確認する。 ③ 施設撤去で廃棄物が多く出ない利用施設であるか確認する。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	特になし	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。
D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	① 作業車の重量、走行頻度を確認する。 ② 作業車の通行路と管理通路の関係を確認する。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	特になし	影響は軽微である。
D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		— (施設で無線を使用しないため、適用外)	— (施設で無線を使用しないため、適用外)	特になし	— (施設で無線を使用しないため、適用外)

D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	①利用施設が治水上影響がないか確認する。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	特になし	影響は軽微である。
	D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	①構造物の設置による支障の程度を確認する。	— (治水上支障となる構造物がないため、適用外)	— (治水上支障となる構造物がないため、適用外)	特になし	— (治水上支障となる構造物がないため、適用外)
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	①冠水時の流出防止対策を確認する。 ②過去に他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	— (洪水時に流出する構造物がないため、適用外)	— (洪水時に流出する構造物がないため、適用外)	特になし	— (洪水時に流出する構造物がないため、適用外)
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	①撤去訓練報告書を確認する。	— (冠水時に影響を受ける構造物がないため、適用外)	— (冠水時に影響を受ける構造物がないため、適用外)	特になし	— (冠水時に影響を受ける構造物がないため、適用外)
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		— (せせらぎ水路に水を流すため、取水ポンプを設置し地下水をポンプアップしているが、水路及び取水ポンプは河川管理者が整備し保有する施設であるため、適用外)	占用施設に利水計画はない。	特になし	占用施設に利水計画はない。
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		— (せせらぎ水路に水を流すため、取水ポンプを設置し地下水をポンプアップしているが、水路及び取水ポンプは河川管理者が整備し保有する施設であるため、適用外)	占用施設に利水計画はない。	特になし	占用施設に利水計画はない。
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	①現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ②ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。	影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。	特になし	影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	行われていない。	特になし	行われていない。
	D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	①河畔林などと調和した施設であるか確認する。 ②樹木管理の方法を定めているか確認する。 ③在来植栽を生かした利用であるか確認する。	在来植生を考慮していないが、周辺環境への影響は大きくない。	在来植生を考慮していないが、周辺環境への影響は大きくない。また、高木植樹については、植え替え時等に在来植生に配慮した植樹を行うこととされている。	審査結果一覧表では高木植樹について記載されているが、占用許可申請説明書では低木のことが記載されている。ここはどちらのことを記載すべきなのか。またクスノキやシラカンには植栽されたものなのか。これまでの経緯と占用許可申請説明書に記載されている文章を整理して、整合が取れた意見にされたい。 ←(10/11事務局回答) 審査項目の主旨としては低木、高木を問わずに植栽全般に関して記載すべきと考えております。そのため、占用許可申請説明書については「一部低木の植栽」ではなく「一部植栽」と記載するのが正解だと思われるため修正を行います。また、クスノキ、シラカンは植栽されております。	在来植生を考慮していないが、周辺環境への影響は大きくない。また、高木植樹については、植え替え時等に在来植生に配慮した植樹を行うこととされている。
	D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	①野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	調査はされていないが、影響はない。	調査はされていないが、影響はない。	特になし	調査はされていないが、影響はない。
	D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	①地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 ②放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能と思われる。ただし、施設利用者が地域の歴史・文化への理解を深められるように配慮されたい。	共存可能と思われる。ただし、施設利用者が地域の歴史・文化への理解を深められるように配慮されたい。	特になし	共存可能と思われる。ただし、施設利用者が地域の歴史・文化への理解を深められるように配慮されたい。

※C16、D13「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

意見書(案)

前回意見書(平成26年9月1日)

今回意見書(案)

整備経緯・利用状況

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場(せせらぎ水路)、ホタル広場(ホタル水路)、イベント広場、自由広場がある。

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場(せせらぎ水路)、ホタル広場(ホタル水路)、イベント広場、自由広場がある。
せせらぎ広場及びホタル広場に整備されていたせせらぎ水路及びホタル水路については河川管理者と野洲市及び守山市間で協議が実施され、平成28年から29年にかけて撤去が行われた。また、河川管理者が整備した河川管理用道路を園路(ピワイちよりみちコース)として地域活性化及び健康増進に資するために平成29年8月に国から占用許可を受けている。

委員会の判断

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。
動植物の生態・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。
また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者があり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。
なお、要望事項については引き続き真摯に対応をいただきたい。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。
動植物の生態・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。
また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者があり、イベント等による利用者交流も図られており、特に新たに整備されたピワイちよりみちコースの利用状況如何によっては今後更なる健康増進に寄与する可能性もあり、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。
なお、従前からの要望事項については検討・改善が行われているもの一部引き続き検討が必要な事項もある。これらの検討については今回の新たな要望事項も含め、引き続き真摯に対応が行われることを求める。

要望事項

■占用許可の更新に関する要望事項■

- ①身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
- ②施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ③「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。また、野洲川の生態系にふれあえる形態についても今後検討されたい。
- ④「ホタル広場」におけるホタルの生育管理方法について検討・改善されたい。
- ⑤動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑥施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑦園路の舗装について、景観や自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑧施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
- ⑨高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

- ①身体障がい者用駐車スペースの確保に努められたい。また、今後ピワイちよりみちコースの駐輪場については、委員会による審査の判断を念頭におかれたい。
- ②施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に引き続き努められたい。
- ③野洲川の生態系にふれあえる形態について今後検討されたい。
- ④動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑤施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑥園路(ピワイちよりみちコース除く)の舗装について、景観や自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑦施設利用者の安全確保について、新たに整備されたピワイちよりみちコースでの歩行者の通行方法を含め、さらなる配慮をされたい。
- ⑧高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

【参考】過去の審議経緯

【平成21年度 占用許可期限更新に関する審議】
■意見書(平成21年10月23日)の意見と要望事項
○意見
動植物の生態・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。
また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者があり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。
○要望事項
①当該施設が野洲川河川敷に存することにより、「誰もが河川と容易にふれあえる施設」であることを、申請者はより深く認識するとともに、施設利用者にもそれらについての理解が深められるような活用方法を検討されたい。
②身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
③広く流域住民・施設利用者の意見を聴取するとともに、その反映に努められたい。
④「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。
⑤動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
⑥施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
⑦園路の舗装について、自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
⑧施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
⑨高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

平成29年 月 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 水草 浩一 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書
(野洲市・守山市 野洲川ふれあい広場)

平成29年9月12日付け国近整琵琶占調第43号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請の概要

名 称	野洲川ふれあい広場
場 所	守山市小島町字橋本地先から野洲市野洲字坂田地先まで (左岸 6.8k+50m~8.4k+50m 付近)
主 な 施 設	せせらぎ広場、ホテル広場、イベント広場、自由広場、多目的広場、健康広場、園路
申 請 者	野洲市・守山市
占 用 面 積	76,362.11m ²

1. 委員会としての判断・要望

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場、ホテル広場、イベント広場、自由広場がある。

せせらぎ広場及びホテル広場に整備されていたせせらぎ水路及びホテル水路については河川管理者と野洲市及び守山市間で協議が実施され、平成28年から29年にかけて撤去が行われた。また、河川管理者が整備した河川管理用通路を園路（ビワイチよりみちコース）として地域活性化及び健康増進に資するために平成29年8月に国から占用許可を受けている。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、特に新たに整備されたビワイチよりみちコースの利用状況如何によっては今後更なる健康増進に寄与する可能性もあり、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

なお、従前からの要望事項については検討・改善がなされているものの一部引き続き検討が必要な事項もある。これらの検討については今回の新たな要望事項も含め、引き続き真摯に対応が行われることを求める。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

- ① 身体障がい者用駐車スペースの確保に努められたい。また、ビワイチよりみちコースの今後の利用状況を踏まえて駐輪場の確保を検討されたい。
- ② 施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に引き続き努められたい。
- ③ 野洲川の生態系にふれあえる形態について今後検討されたい。
- ④ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑤ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑥ 園路（ビワイチよりみちコース除く）の舗装について、景観や自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑦ 施設利用者の安全確保について、新たに整備されたビワイチよりみちコースでの歩行者の通行方法を含め、さらなる配慮をされたい。
- ⑧ 高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

2. 検討の経緯

平成29年 9月12日

意見照会書の受理

第50回委員会

- ・施設の現地調査
- ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明
- ・委員による占用許可施設の審議

平成29年11月28日

・委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成21年10月23日付け意見書

平成26年 9月 1日付け意見書

以上

今後のスケジュールについて(平成29年度～平成30年度)

委員会回数	平成29年度								平成30年度										
	第50回	第51回								第52回		第53回				第54回		第55回	
月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
野洲川ふれあい 広場(野洲市・守山市)	諮問 審議	意見書(案)審議 意見書提出																	
野洲川中洲親水公園 (守山市)		検討状況報告																	
野洲川立入河川公園 (守山市)		検討状況報告															諮問 審議		意見書(案)審議 意見書提出
野洲川河川公園 (野洲市)		検討状況報告															諮問 審議		意見書(案)審議 意見書提出
野洲川運動公園 (栗東市)		検討状況報告															諮問 審議		意見書(案)審議 意見書提出
野洲川川田河川公園 (守山市)											諮問 審議		意見書(案)審議 意見書提出						
野洲川改修記念公園 (守山市)																	諮問 審議		意見書(案)審議 意見書提出

※平成30年度の更新案件が5件と集中している一方で平成31年度の更新案件が0件であることから、委員会審議を深めていただくことを目的に開催数の平準化を図るため平成30年度審議案件の調整をさせていただくことを河川管理者より提案させていただきます。

※直近の審議状況は「野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園」が平成27年度、「野洲川川田河川公園」が平成26年度、「野洲川改修記念公園」が平成25年度です。

※調整の考え方としては審議時期が古い公園を優先審議案件とすることとします。

※具体的には、「野洲川川田河川公園」「野洲川改修記念公園」を平成30年度、「野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園」を平成31年度の審議案件とする案を提案致します。

委員会の意見		取り組み(対応)状況					
		野洲川立入河川公園 (守山市)	備考	野洲川河川公園 (野洲市)	備考	野洲川運動公園 (栗東市)	備考
①	一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。	ミニ四駆広場の舗装の自然化の方針を決め、予算要求を行っておりますが、現状では予算の確保ができていません。引き続き財政局へ予算確保について要望を継続しつつ、年次的な直営作業も検討していきます。アレチウリ・ナガエツルノゲイトウ・オオキンケイギクについては公園範囲への影響は特に確認されておりません。引き続き通常の維持管理を行い、河川事務所の指示を伺っていきます。	別添資料 -1	第四工期の老朽化した構造物(グラウンドゴルフ場内の固定式ベンチ)については一部撤去を検討しています。また、特定外来生物の管理及び対応については通常の維持管理を行う中で、河川事務所の指示を伺います。	—	一部施設の自然化については、シェルター1基やインターロッキング138㎡等を撤去しました。特定外来生物の管理及び対応については、通常の維持管理を継続して行う中で、河川事務所の指示を伺います。	別添資料 -3
②	河川敷に設置された他市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。	3市の公園施設の内、類似施設については3市ともに多くの利用があるため、早急な縮小・廃止は現実として厳しい状況にあります。3市で実施している協議を継続して進めていながら、併せて代替地についても検討を継続していきます。	別添資料 -1	委員会からの意見書を受け代替施設として野洲川北流側帯における公園整備の検討を進めていましたが、当該土地の整備にボランティアとして携わっている市民団体の反対もあり、計画の廃止を余儀なくされました。現在、3市の公園施設のうち類似施設はあるもののそれぞれに多くの利用があるため、早急な縮小・廃止は現実的には難しい状況ですが、3市で実施している協議の場については継続していきます。	別添資料 -2	代替地の確保について、用地取得は農地転用や財政上の問題等により非常に困難な状況です。また、陸上競技場は陸上競技連盟公認の施設であり、代替可能な公共施設は他にはありません。3市の公園施設はともに多くの利用があり、特に休日は雨天以外満杯の利用率であるため、縮小・廃止は現実的には困難です。なお、共有化についての3市の調整協議は今後も継続していきます。	別添資料 -3
③	「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。	緑化推進の活動において、課内で事務局を持っている緑の少年団の活動を活用し、河川の歴史や生き物等講話を行い、市内に3か所ある河川公園において年次的に実施し、事業のサイクル化を計画していきます。併せて、学校や幼稚園・保育園における校内外学習の機会を活用した連携について教育委員会や健康福祉部門との協議を行い、より効果的な事業についての検討をしていきます。	別添資料 -1	野洲市では野洲市環境基本計画に基づき、家棟(やのむね)川等を環境学習の場として生物の生態調査等、河川環境に対する市民の関心を高める取組みを行っています。野洲川河川公園については野洲川に安全に降りるルートが確保されていない等、ハード面での課題を抱えていますが、野洲川に隣接した自然豊かな環境での活動を通して今後とも市民の健康増進に寄与する公園としての利用を考えています。	—	野洲川運動公園には野洲川に直接ふれあえるような安全な場所はなく、公園区域境界から水際の方は占用区域外であること、危険であること等から、近づかないよう指導しています。しかし、川に直接ふれあえることはできないまでも、利用者や市民にとって自然を感じながら健康増進ができる空間としての利用を目指し、施設管理に取り組んでいきます。河川環境に対する市民の関心を高めるための取組としては、市内の5河川において生物調査を行い、市民が河川に親しみ、自然環境の大切さについて学んでもらえるような事業を実施しています。他には、「ごみゼロ大作戦」として野洲川運動公園内の清掃活動を全市民に広報などで呼びかけ、多くの市民と共に実施し、環境整備を行っています。また、野洲川運動公園利用者に対しては、自然環境の保護についての啓発用看板を可能な範囲で設置したいと考えています。	

④	利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。	①でも取り上げたミニ四駆広場については、現在利用もなく、舗装の自然化を方針とし予算要求を行いました。予算化できておりません。引き続き財政局へ予算確保について要望を継続しつつ、年次的な直営作業も検討していきます。	別添資料 -1	第二工区及び第四工期については利用者の少なくなっている構造物(シェルター)があるため、老朽化の際に一部撤去を検討しています。	—	使用されていない施設については①のとおり撤去しました。	別添資料 -3
⑤	川とのふれあいに、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。	緑化推進の活動において、課内で事務局を持っている緑の少年団の活動を活用し、河川の水辺観察(河川の成り立ちや生き物観察)や写生会等の活動を市内に3か所ある河川公園において年次的に実施し、事業のサイクル化を計画しています。併せて、学校や幼稚園・保育園における校内外学習の機会を活用した連携について教育委員会や健康福祉部門との協議を行い、より効果的な事業についての検討をしていきます。※昨年は野洲川川田河川公園で実施し、今年度は野洲川立入河川公園で実施予定。	別添資料 -1	野洲市では野洲市環境基本計画に基づき、家棟(やのむね)川等を環境学習の場として生物の生態調査等、河川環境に対する市民の関心を高める取組みを行っています。野洲川河川公園については野洲川に安全に降りるルートが確保されていない等、ハード面での課題を抱えています。野洲川に隣接自然豊かな環境での活動を通して今後とも市民の健康増進に寄与する公園としての利用を考えています。	—	本市の公園からは本川にアプローチできるような場所はなく、危険であるため直接川とふれあうことは難しいですが、③でも述べた取組を進めたいと考えています。	—
⑥	上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は平成29年度の委員会において行うこと。	—	—	—	—	—	—

委員会の意見	取り組み(対応)状況	備考
<p>① イベント及び自由利用についてさらなる促進を図り、利用状況を把握できるよう計画されたい。イベントにおいては守山市、主催者それぞれの対応義務を明確にすること、周辺の交通も含め参加者増対策を定めておくこと、利用者視点の共同利用のあり方について考えておくことが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる利用促進が見込まれるよう、市広報誌やホームページなどを活用し、周知を図っていきます。 ・利用状況の把握については、イベント等の入込数は主催者に報告等を求めて把握に努めるとともに、自由利用は巡回等の中で把握に努めます。 ・イベント実施の際の責任については、行為許可申請書の提出を求め、行為内容についてしっかりと吟味し、水難事故につながるようなイベントに係る部分の責任は主催者に事故対策を義務付けるようにし、内容を許可条件に附して対応していきます。 ・遊具等、施設としての瑕疵に係るような内容については管理者(守山市)として担保するよう、日常点検をはじめ点検に努めます。 ・イベント時の参加者増対策としては、公園の利用スペース、駐車スペースには限りがあり、主催者に利用時の車両乗り入れ台数の制限や送迎バスについての検討、利用区域を区切って行うなど条件を附すようにしていきます。 ・利用者視点の共同利用については、今年度公園整備が完了予定であることから、今後の利用状況を注視しつつ、検討をしていきます。 	<p>—</p>
<p>② 広場の表層等施設整備による環境への影響に配慮し、さらに継続的な監視をされたい。</p>	<p>今年度が公園整備の最終年度であり、引き続き監視を実施します。</p>	<p>—</p>
<p>③ 安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について、以下を踏まえ、早急に作成されたい。 (1)砂州の形・高さの変化・水深の変化に対応した安全管理、施設管理。 (2)川砂の採取、ゴミ投棄等の不法行為に対する監視等の対策。 (3)低水路への斜路等、水辺付近における子ども、お年寄り、身体障がい者への安全対策。 (4)継続的かつ適正な草刈等維持管理となるような、方法、頻度等。なお、地域と協働した維持管理となることが望まれる。 (5)治水・環境上問題とならない自然環境保全・創出方法。 (6)安全対策や利用上の注意について、子どもへの配慮をした看板、また広報への記載や小学校における周知。</p>	<p>平成27年度に管理計画を策定し、平成28年2月3日付けで河川管理者へ承認申請を行い、平成28年4月26日付けで承認を得ています。 (1)利用者に河川で遊ぶ際の注意喚起を促していくとともに、増水時以外での立ち入り自体が危険な場合には、管理計画第9条、第10条(傾斜護岸の使用の中止と措置について)に基づき対応します。 (2)日常管理にて対応していきます。 (3)利用者に利用時の注意喚起を実施しつつ、ご意見にあるような方の利用の際には保護責任者に対し利用時の配慮をしてもらうよう、呼びかけをしていきます。 (4)業務委託として全体管理で年間2回の除草に加え、地元管理(芝生のみ)での3回を実施しています。 (5)環境についてはある程度川や自然に任せつつ、公園の利用の支障とならないことを前提に、全体として年間2回の刈込(芝生は地域の3回加算)を実施することで、全体の適正な維持管理を図り、治水に支障が生じるなど放置状態にならないようにするとともに、環境の維持に努めていきます。 (6)公園内看板にて案内を行い、強調する内容については親水護岸の掲示板や仮設看板を活用するなどして注意喚起をしていきます。また、近隣小学校への川の安全利用についても併せて周知をしていきます。</p>	<p>別添資料</p>

④	<p>自然環境の創出と保全の違いを整理し、創出と保全の実現のために本公園にて実施される内容について明らかにされたい。</p>	<p>保全とは、ある程度自然に任せつつも、あるがままを放置するような状況ではなく、整備においてできあがった状況に対し、公園利用に支障がない範囲で一定の管理を介して占用区域の環境を維持していくことで公園環境の維持管理や整備時の環境の維持保全に努めることと考えています。</p> <p>また、園内のゴミ回収はもちろんのこと、河道内の漂着ゴミ、雑草除去、樹木の伐採など河川の環境を守ることを利用者や地元住民と協働で行い、その結果として、河川空間から憩いややすらぎなどを享受できるよう継続的に保全していくことで、河川と共生できる新たな利用空間を創出できるものと期待しています。</p> <p>上記を念頭におきながら、公園を適切に維持管理し、最小限度にとどめ、環境の保全に努めていきます。</p>	—
⑤	<p>砂州の形状や流路の変化が生じ、斜路を利用し水辺に近づくことが困難になることも想定される。その場合の利用のあり方について検討されたい。</p>	<p>河川に親しむということを念頭においた公園利用については、利用時の注意喚起を促し、安全な利用を求めていくとともに、公園の利用形態を確認しながら、水辺に近づくことが困難となった場合には、管理計画第9条及び第10条に基づき使用禁止とし、現場処置、周知を行った上で河川管理者と協議して指導を仰いでいきます。</p> <p>ただし、利用形態(カヌーやボート利用等)によっては、砂州、流路の変化に影響を受けないものもあるため、状況により適切に対応していくようにします。</p>	—
⑥	<p>地元の理解、意見について、今後も継続して得るよう努めていただきたい。</p>	<p>現状は地元と協働で維持管理を行っているところであり、今後も地元学区と協議の場を持ちながら管理を進めていきます。</p>	—

審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点番号	件名	許可受け者	場所		占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	地点番号	件名	許可受け者	場所		占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設
①	野洲川中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	平成27年12月1日 ～平成32年11月30日	平成32年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場	⑤	野洲川立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏川原～立入町川原	左岸	100,768.77	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年度	散策広場、クレイ広場、芝生広場、バスケットコート、グラウンドゴルフ場、グラウンド
②	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	平成26年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年度	ゲートボール場 サッカー場 グラウンドゴルフ場	⑥	野洲川河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲市三上地先	右岸	139,181.10	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年度	芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場
③	野洲川川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	平成27年10月1日 ～平成30年9月30日	平成30年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川運動公園	栗東市	栗東市出庭字外川原付近	左岸	34,794.36	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年度	グラウンドゴルフ場、芝生広場、テニスコート、ソフトボール場、多目的広場、陸上競技場
④	野洲川ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本地先～野洲市野洲字坂田地先	左岸	76,362.11	平成26年10月1日 ～平成29年9月30日	平成29年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場									

